

解説

PwC あらた監査法人 公認会計士 浅井 敬子

## IFRSをめぐる動向 第85回 減損移行リソースグループでの議論(12月の議論)

(24頁)

### 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2015年12月の減損移行リソースグループ(以下、ITG)における議論の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

### 2. ITGの役割

IASBは、2014年7月、新たな減損に関する要求事項を含む最終版IFRS第9号を公表しました。IFRS第9号では、IAS第39号における発生信用損失モデルに代えて、予想信用損失モデルが導入されています。IASBは、この新しい予想信用損失モデルの導入を円滑に進めるための方策として、ITGを創設しました。ITGは、予想信用損失モデルの導入によって生じる実務上の諸問題について議論し、IASBに対してその内容を伝えることを目的としています。しかし、ITG自身がガイダンスを公表することはありません。必要に応じて、どのような対応をとるべきかを決定するのはIASBとなります。ITGは、2015年12月に3回目の会議を開催しました。

### 3. 2015年12月のITG会議における議論

会議では、以下の論点が議論されました。

アジェンダ 番号	議論された論点
1	将来予測的なシナリオの織り込み
2	IFRS第9号5.5.20項の範囲
3	チャージカードの予想信用損失の測定
4	リボルビング信用枠の予想信用損失を測定する期間
5	担保及び他の信用補完と予想信用損失の測定
6	ローンの債務不履行後の売却から期待されるキャッシュ・フローの予想信用損失

	失の測定への織り込み
7	現在の実効金利の意味
8	満期が12か月未満である金融資産の信用リスクの著しい増大の評価
9	償却原価で測定する信用減損金融資産の損失評価引当金の測定
10	償却原価で測定する金融資産に係る損失評価引当金の表示

本稿では、上記のうち、リボルビング信用枠の予想信用損失の測定に関する3つのアジェンダ・ペーパー(2, 3及び4), 及び8について解説します。

### (1)IFRS 第9号 5.5.20 項の範囲(アジェンダ・ペーパー2)

IFRS 第9号の減損モデルは、金融商品の契約条件を基礎としています。しかし、この例外として、IFRS 第9号 5.5.20 項の範囲に含まれる金融商品については、企業が信用リスクに晒される期間が最長の契約期間を超える場合でも、企業が信用リスクに晒される期間にわたり予想信用損失を測定しなければならないとされています。ITG 会議では、この 5.5.20 項の範囲に含まれる金融商品に関して、以下の2点について議論がされました。

(a)IFRS 第9号 B5.5.39 項で規定されている一般的特性は、5.5.20 項の範囲に含まれるために要求される特性なのか、あるいは、5.5.20 項の範囲に含まれる金融商品が一般的に有する特性の例示なのか。

(b)IFRS 第9号 B5.5.39 項(a)の「固定された期間又は返済の仕組みがない」に関連して、下記の2つの金融商品が 5.5.20 項の範囲に含まれるのか否か。

(i)信用枠は固定された期間(例:5年)を有しているものの、貸手は、依然として、ローン及び未使用コミットメント部分の双方について、理由なく、取り消すことができる。

(ii)信用枠は直ちに取消可能であるが、いったん引き出されれば、期間が固定(例:5年)となり、貸手は何時も返済を要求できない。

#### 論点(a):

ITG メンバーは、IFRS 第9号 5.5.20 項の範囲に含まれるためには、金融商品は、次のような特性のすべてを有していることが要求されると述べました。

①金融商品が、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含んでいる。

②貸手が、同一条件で、ローンの返済を要求し、未使用コミットメントを解約する契約上の能力を有する。これにより、ローン部分と未使用コミットメント部分の双方について、(回収期間を除き)貸手が信用リスクに晒される期間が同様なものとなる。

③貸手が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力を有していても、信用損失に対しての貸手のエクスポージャーが契約上の通知期間に限定されない。

そして、ITGメンバーは、IFRS第9号B5.5.39項は、IFRS第9号5.5.20項の範囲に含まれる金融商品が一般的に有する特性の例示であるとの見解を述べました。たとえば、企業に対する当座貸越は通常、個社ベースで管理されており、IFRS第9号B5.5.39項(c)の集合的なベースでの管理の特性を有しません。しかし、この特性により、IFRS第9号5.5.20項の範囲に含まれないということになりません。上述の3つの特性のすべてを有しているか否かにより判断されます。

#### 論点(b):

ITGメンバーは、以下のような見解を述べました。

(i)5年の固定された期間があるものの、貸手は、依然として、ローン及び未使用コミットメント部分の双方について、理由なく、取り消すことができるため、IFRS第9号5.5.20項の適用範囲に含まれる(IFRS第9号5.5.20項の他の特性も満たす場合)。

(ii)貸手は、5年の固定された期間はローン部分の返済を要求できないため、ローン部分と未使用コミットメント部分の双方について、貸手が信用リスクに晒される期間が同様なものであるとは言えない。したがって、IFRS第9号5.5.20項の適用範囲に含まれない。

さらに、ITGメンバーは、(ii)の金融商品に関連して、以下のような見解を述べました。

・貸手は、まず、IFRS第9号が適用される会計単位を決定することが必要である。多目的信用枠(Multi-purpose credit facility)には様々なものがある。特定の多目的信用枠では、リボルビング当座貸越、変動又は固定金利のローン(固定の貸出期間がある場合もあれば、ない場合もある)、定期返済付のローン(例えば、住宅ローン)といったように、さまざまな形態での引出しが可能です。そのような多目的信用枠においては、法的な契約は一つであるとしても、複数の会計単位が存在する可能性がある。

・いったん引き出されれば貸手が返済を要求できない期間が、数年ではなく短期間(例:1か月)の場合には、そのような固定された期間があるとしても、ローン部分と未使用コミットメント部分が区別されることなく、一体として、信用枠のレベルで信用リスク管理が行われているかもしれない。そのため、ローン部分と未使用コミットメント部分の双方について、貸手が信用リスクに晒される期間が同様なものであるかもしれない。

#### (2)チャージカードの予想信用損失の測定(アジェンダ・ペーパー3)

チャージカードはクレジット・カードに類似しています。しかし、クレジット・カードでは信用限度額が契約上明記されているのに対し、チャージカードでは信用限度額は契約上明記されていません。その代わりに、チャージカードの保有者がチャージカードを利用する都度、与信審査が行わ

れます。ITG 会議では、このようなチャージカードの予想信用損失の測定において、将来の引き出しを考慮に入れるべきか否かが議論されました。

ITG メンバーは、保有者がチャージカードを利用する都度、貸手が実際に与信審査を行い、裁量により与信を拒否する権利を有し、実際に与信を拒否している場合には、信用限度額はゼロとみなすべきであり、将来の引き出しを考慮に入れるべきではないと述べました。さらに、未使用コミットメント部分がないため、そもそも、IFRS 第9号 5.5.20 項の適用範囲に含まれないと述べました。

しかし、チャージカードの与信審査が自動化されていて、利用残高が一定額を超過するまでは、実質的な与信審査が行われていない場合があります。このような場合には、貸手が内部的に設定している一定額が、クレジット・カードの信用限度額に実質的に相当するとも考えられます。このため、ITG 会議では、このような場合においては、契約上の信用限度額が存在するの  
か否かについて、判断が要求される旨が述べられました。

### (3)リボルビング信用枠の予想信用損失を測定する期間(アジェンダ・ペーパー4)

IFRS 第9号 5.5.20 項の範囲に含まれるリボルビング信用枠の予想信用損失を測定する際に考慮すべき期間についての適用指針を提供している IFRS 第9号 B5.5.40 項に関して、以下の2点について議論がされました。

(a) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間の開始時点の決定方法

(b) 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間の終了時点の決定方法(特に、「予想信用損失が信用リスク管理行動によって軽減されない」期間の意味)

#### 論点(a):

ITG メンバーは、すべての金融商品について、予想信用損失を測定する際に考慮すべき期間の開始時点は報告日であるとの見解を述べました。

#### 論点(b):

ITG メンバーは、以下のような見解を述べました。

- ・貸手が法的に行い得るすべての信用リスク管理行動ではなく、貸手が実際に行うと予想される通常の信用リスク管理行動のみを考慮に入れるべきである。
- ・信用リスクを軽減する信用リスク管理行動のみを考慮に入れるべきである。したがって、過去に引き下げられた限度額を復活させるなど、信用リスクを軽減しない行動は考慮に入れるべきではない。
- ・貸手の信用リスクに対するエクスポージャーを終結させる信用リスク管理行動だけでなく、エクスポージャーを限定する信用リスク管理行動も考慮に入れるべきである。

・貸手による定期的なレビュー・プロセスは、そのレビュー・プロセスの中で信用リスクを軽減する行動を行うことが、貸手の通常のビジネス慣行となっている場合には、予想信用損失を測定する際に考慮すべき期間の終了時点を決する基礎として適切である。

さらに、ITG メンバーは、企業の信用リスク管理行動の予想を考慮して、信用リスクの特性に従い、ポートフォリオを適切に区分することが重要であると述べました。例えば、貸手は、ステージ2に属するクレジット・カードのポートフォリオについて、借手が契約上要求される最低限の金額を毎月支払う限りは、信用リスク管理行動を実施しないかもしれません。そのようなクレジット・カードは、同じステージ2に属するクレジット・カードでも、毎月の支払の不履行により信用リスク管理行動が実施されることが予想されるクレジット・カードに比較し、より長期の測定期間が適切となる旨が述べられました。

#### (4) 満期が 12 か月未満である金融資産の信用リスクの著しい増大の評価(アジェンダ・ペーパー8)

損失評価引当金は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合(ステージ1)には、12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定されます。一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合(ステージ2)には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されます(IFRS 第9号 5.5.3 項及び 5.5.5 項)。金融資産の満期が 12 か月未満であれば、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合でも、結果として、損失評価引当金は全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されることとなります。このため、ITG 会議では、金融資産の満期が 12 か月未満である場合、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かの評価が要求されるのか否かについて議論がされました。

ITG メンバーは、IFRS 第7号の信用リスクの開示では、ステージ別の開示が要求されている開示項目があります。損失評価引当金の測定のためには、信用リスクの著しい増大の評価は必要でないとしても、IFRS 第7号の開示要求に対応するために、依然として、信用リスクの著しい増大の評価は必要となるとの見解を述べました。

#### 4. 今後の予定

今後の ITG 会議の開催は、今のところ、予定されていません。しかしながら、ITG は、引き続き存続し、状況によって、必要であれば、今後も会議を開催する予定です。利害関係者は、今後も、引き続き、ウェブサイトを通じて、IASB に適用上の論点を提出することができます。